沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄)沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

(傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分)

「項第十一号に規定する開港又は同項第十二号関係行政機関の長に協議して、関税法第二条第第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基 (国際物流拠点産業集積地域の指定)	第四節(国際物流拠点産業集積地域第三章)産業の振興のための特別措置)	目次 第一章~第三章 [略] 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業 第五章・第六章 [略] 第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用 の推進に関する特別措置(第九十五条 第7章~第十一章 [略]	修正案
業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿関係行政機関の長に協議して、国際物流拠点産づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、第四十二条(主務大臣は、沖縄県知事の申請に基(国際物流拠点産業集積地域の指定)	第四節(国際物流拠点産業集積地域)第三章(産業の振興のための特別措置)	第一章   第二章   19   19   19   19   19   19   19   1	改正案
んでいない地域(その面積が政令で定める規模関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、第四十二条(主務大臣は、沖縄県知事の申請に基(特別自由貿易地域の指定)	第四節(自由貿易地域等)第三章(産業の振興のための特別措置)	目次 第一章~第三章 [略] 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業 第五章・第六章 [略] 第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑 他のための特別措置 (第七十五条 第二節 大規模跡地の指定等(第九十七条) 原則等(第九十五条 第九十七条) 原則等(第九十五条 第九十七条) 第三節 大規模跡地がある要本 原則等(第九十五条 第九十七条) 第二節 大規模跡地がある 第一章 [略]	現行

ができる。 国際物流拠点産業集積地域として指定すること び貿易の振興に資するため必要とされる地域を 取り扱うものに隣接し、又は近接している地域 土地の確保が容易である地域(第五項において 点産業の集積を図ることが沖縄における産業及 であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する に規定する税関空港であって、相当量の貨物を 「対象地域」という。) であって、国際物流拠

2 { 4 (略)

5 用する。 協議して、 沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議 物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が きる。この場合においては、 会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に 対象地域に該当しなくなったと認めるときは、 定を解除し、又はその区域を変更することがで 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際 当該国際物流拠点産業集積地域の指 第三項の規定を準 5

第五十二条(国は、国際物流拠点その他国際的な (税関等の業務を機動的に行う体制の整備等)

貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 るため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び を需要に即して機動的に行う体制の整備その他 動植物検疫機関に係る業務について、当該業務 **空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにす** 

第五十三条及び第五十四条

易の振興に資するため必要とされる政令で定め る要件を備えている地域を国際物流拠点産業集

2 { 4

を変更することができる。 関係行政機関の長に協議して、 第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至 物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が 第三項の規定を準用する。 かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、 ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、 点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域 前項に定める場合のほか、主務大臣は、 この場合においては、 当該国際物流拠 国際

第五十二条から第五十匹条まで 削除

積地域として指定することができる。 以上であることその他政令で定める要件に該当 とされる地域を特別自由貿易地域として指定す における産業及び貿易の振興に資するため必要 を使用する企業等の集積を促進することが沖縄 する地域に限る。) であって、相当数の従業員

2 { 4 (略)

ることができる。

5 沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行 を準用する。 ができる。この場合においては、 の指定を解除し、又はその区域を変更すること 政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域 めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、 規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認 自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別 第三項の規定 かつ、

(特別自由貿易地域活性化計画の認定等)

第五十二条 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措

第五十三条 略

( 国等の援助 )

第五十四条 略

生態系の維持又は回復を図るための措置その他おける自然環境の保全及び再生に資するため、第八十四条の三(国及び地方公共団体は、沖縄に(自然環境の保全及び再生)	第五章(文化の振興等)	るよう努めるものとする。 (人材の育成等) (人材の育成等) (人材の育成等)	職業の安定のための特別措置第四章(雇用の促進、人材の育成その他の	要な措置を講ずるよう努めるものとする。ことができるよう、安全対策の強化その他の必まとができるよう、安全対策の強化その他の必第六十二条(国は、沖縄の周辺の海域の漁場にお第六十二条(国は、沖縄の周辺の海域の漁場にお	第六節 農林水産業の振興
	第五章(文化の振興等)		職業の安定のための特別措置第四章(雇用の促進、人材の育成その他の	第六十二条 削除	第六節の農林水産業の振興
	カ等の准進。第五章。文化・科学技術の振興及び国際協		職業の安定のための特別措置第四章(雇用の促進、人材の育成その他の	(資金の確保等)	第六節の農林水産業の振興

## の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第八十四条の四 〔略〕 (子育ての支援等)

第八十匹条の三 国及び地方公共団体は、

(子育ての支援)

おける子育ての支援の充実を図るため、

児童の 沖縄に

切な配慮をするものとする。

保育に関する事業の供給体制の確保について適

2 年であって障害を有するものその他社会生活を 指導その他の援助の実施に努めるものとする。 就業を支援するため、これらの者に対する助言、 <u> 円滑に営む上での困難を有するものの修学又は</u> 国及び地方公共団体は、沖縄において、

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

2 6

第八十九条 (無医地区における医療の確保等) (略)

(略)

8 において医療の提供に支障が生じている場合に 医療機関の協力体制の整備等により当該地区に 国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区 ( 略) 必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、

るよう適切な配慮をするものとする。

するものとする。

おける医療の充実が図られるよう適切な配慮を

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

(無医地区における医療の確保)

第八十九条 2 6 画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施し ようとするときは、当該事業が円滑に実施され 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計 (略) (略)

> 第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

(無医地区における医療の確保)

第八十九条 〔略〕

2~6 [略]

計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施へ、国及び沖縄県は、沖縄県の市町村が沖縄振興 れるよう適切な配慮をするものとする しようとするときは、当該事業が円滑に実施さ 国及び沖縄県は、

年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二二号に規定する事業等に充てる経費の全部又は第百五条の四一沖縄県は、第百五条の二第二項第(基金)	別措置第八章が沖縄振興の基盤の整備のための特	二号)の定めるところによる。	利用の推進に関する特別措置第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な	う努めるものとする。 整備の在り方についての調査及び検討を行うよ鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その2 国及び地方公共団体は、沖縄における新たな2 国及び地方公共団体は、沖縄における新たな	第九十一条(『略』(交通の確保等)
	別措置第八章(沖縄振興の基盤の整備のための特	百二号)の定めるところによる。ための特別措置に関する法律(平成七年法律第ける駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置については、沖縄県にお第九十五条 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円	円滑化のための特別措置第七章、駐留軍用地跡地の利用の促進及び	査及び検討を行うよう努めるものとする。 公共交通機関に関し、その在り方についての調2 国及び地方公共団体は、新たな沖縄における	第九十一条(略)(交通の確保等)
	別措置第八章(沖縄振興の基盤の整備のための特	<ul><li></li></ul>	第一節(駐留軍用地跡地の利用に関する) 明治 はいいいい はいいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい	7. 2. 4. O. J. 7. 2. 4.	するものとする。

けることができる。

2 沖縄県が前項の規定により基金を設ける場合 かできる。

(沖縄の港湾に係る特例)

2~8 [略]第百八条 [略]

まった。 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、 三項の規定は、 三項の規定により譲渡し、 三項の規定は、 三項の規定により譲渡し、 三項及び第

第百八条 〔略〕 (沖縄の港湾に係る特例)

2

10

(略)

第百八条 〔略〕 (沖縄の港湾に係る特例)

2~8 [略]

るものとする。 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第 第五項並びに港湾法第五十四条第二 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は 三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は

10 (略)

10

略

を	除	体	処	縄	下	る	第五	<u> </u>		
をするものとする。	去等	の協-	理の	の振	この	不発	条の	不発	βſ	ţ
ものと	に関す	刀を得	促進を	興の大	杀 に も	弾その	<u>_</u>	弾等に	貝	IJ
こする	9 る 体	行て、	を図る	文障と	6117	S 他 C	国は、	に関す		
<b>9</b>	心策の	不発	っため	こなっ	て、不	火変	沖縄	する施		
	充実	弾等	× 当	てい	発弾	類で	にお	策の		
	除去等に関する施策の充実について適切な配慮	体の協力を得て、不発弾等の調査、探査、発掘、	処理の促進を図るため、当分の間、地方公共団	縄の振興の支障となっていることに鑑み、その	下この条において「不発弾等」という。)が沖	る不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの(以	第五条の二 国は、沖縄における今次の大戦によ	(不発弾等に関する施策の充実)		
	いて渡	真、探	間、地	とにか	という	にあっ	今次の			
	週切な	查、	地方公	些み、 の	ر گ	のもの	大戦			
	6配庸	発掘、	共団	その	が沖	(以	だによ			
										_
									βſ	<del>. 1</del>
									則	
									Α.	J
										_
									βł	4
									貝	IJ

Г			1 2	<b>44</b>		
5 〔略〕 業集積地域とみなす。	地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産に該当していないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する	る特別自由貿易地域であって、新法第四十二条第一項に規定する対象地域いる自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されてい	4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されて2・3 〔略〕	第三条 〔略〕	附則	修正案
5 【略】 集積地域とみなす。	域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業を備えていないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地	る特別自由貿易地域であって、新法第四十二条第一項の政令で定める要件いる自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されてい	4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されて2・3 〔略〕	第三条 〔略〕	附则	改正案

な措置を講ずるものとする。 について調査を行い、その結果に基づいて必要は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起く、政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県又	附則	修正案
	附則	改正案
	附則	現行

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)(抄)(附則第十三条関係)

(傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分)